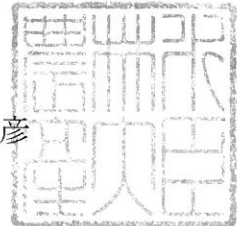




23消安第737号
平成23年5月9日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格について、次の改正を行うこと。

- 1 「窒素質肥料」、「りん酸質肥料」、「加里質肥料」、「有機質肥料」、「複合肥料」、「石灰質肥料」、「けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）」、「苦土肥料」、「マンガン質肥料」、「ほう素質肥料」又は「微量要素複合肥料」に、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）」又は「たい肥（動物の排せつ物又は食品循環資源を主原料としたものに限る。）」を配合し、造粒又は成形をしたものの公定規格の設定
- 2 「混合有機質肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）」を追加する公定規格の変更
- 3 「混合汚泥複合肥料」の原料として使用されている「汚泥発酵肥料（し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたものに限る。）」の使用限量を乾物として20%から40%に引き上げる公定規格の変更



普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について

- 1 「窒素質肥料」、「りん酸質肥料」、「加里質肥料」、「有機質肥料」、「複合肥料」、「石灰質肥料」、「けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）」、「苦土肥料」、「マンガン質肥料」、「ほう素質肥料」又は「微量要素複合肥料」に、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）」又は「たい肥（動物の排せつ物又は食品循環資源を主原料としたものに限る。）」を配合し、造粒又は成形をしたものの公定規格の設定

○ 経緯

普通肥料の公定規格については、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき、その種類ごとに、含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量その他必要な事項が定められており、その種類については、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）において定められているところである。

また、特殊肥料については、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項の規定に基づき、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等の指定）において定められている。

今回の案件は、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料「窒素質肥料」、「りん酸質肥料」、「加里質肥料」、「有機質肥料」、「複合肥料」、「石灰質肥料」、「けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）」、「苦土肥料」、「マンガン質肥料」、「ほう素質肥料」又は「微量要素複合肥料」に、既に特殊肥料に指定され一般的に流通している「動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）」又は「たい肥（動物の排せつ物又は食品循環資源を主原料としたものに限る。）」を物理的に混合し、造粒又は成形したもの（保存性の向上、施肥労力の軽減等の観点から形を整えて乾燥を行ったもの）であり、類似する肥料と同等の肥料効果が認められたことから、公定規格を新設するものである。

今回配合する普通肥料及び特殊肥料は、いずれも既に単体でその使用が認められ、ほ場で混ぜて使用されている。今回の公定規格の改正は、これらの普通肥料と特殊肥料を化学的操作なく物理的に混合し、造粒又は成形したものを認めるものであることから、既にほ場において各々単体のものを混ぜて使用されている実態と変わるものではない。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の手続を進めることとする。

2 「混合有機質肥料」の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）」を追加する公定規格の変更

○ 経緯

普通肥料の公定規格及び特殊肥料の種類については、農林水産省告示及び農林省告示において定められているところである。

今回の案件は、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料「有機質肥料」に、既に特殊肥料に指定され一般的に流通している「動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）」を物理的に混合したものであり、類似する肥料と同等の肥料効果が認められたことから、公定規格を改正するものである。

今回、混合する「有機質肥料」及び「動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）」は、いずれも既に単体でその使用が認められ、ほ場で混ぜて使用されている。今回の公定規格の改正は、「動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）」を「有機質肥料」に化学的操作なく物理的に混合したものを認めるものであることから、既にほ場において各々単体のものを混ぜて使用されている実態と変わるものではない。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の手續を進めることとする。

- 3 「混合汚泥複合肥料」の原料として使用されている「汚泥発酵肥料（し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたものに限る。）」の使用限量を乾物として20%から40%に引き上げる公定規格の変更

○ 経緯

普通肥料の公定規格の種類については、農林水産省告示において定められているところである。

今回の案件は、既に公定規格が定められ一般的に流通している「混合汚泥複合肥料」における「汚泥発酵肥料（し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたものに限る。）」の使用限量を乾物として20%から40%に引き上げるものであり、現行の肥料と同等の肥料効果が認められたことから、公定規格を改正するものである。

「混合汚泥複合肥料」及び「汚泥発酵肥料」は、いずれも既に単体でその使用が認められ、ほ場において「汚泥発酵肥料」を40%程度の混合割合で混ぜて使用されている。今回の公定規格の改正は、「汚泥発酵肥料」を40%までの混合割合で「混合汚泥複合肥料」に化学的操作なく物理的に混合し、造粒又は成形したものを認めるものであることから、既にほ場において各々単体のものを混ぜて使用されている実態と変わるものではない。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の進め方を進めることとする。